

私たちの学校教育改革第12集

教育基本法の理念を活かした 真にゆとりある学校のあり方



千葉県教職員組合・学校教育改革推進委員会
ちば県民教育文化研究所・教育課題研究委員会

ちば県民教育文化研究所 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館 TEL.043(224)0484 発行責任者 宮本 昌典

今こそ 教育基本法の理念を 教育活動の根幹に位置づけよう

ちば県民教育文化研究所長

宮本 昌典



当研究所教育課題研究委員会は、2004年4月に千葉県教職員組合より「教育基本法の理念を活かした真にゆとりある学校のあり方」について諮問を受けました。2年間の研究で、まず「教育基本法の理念を活かす」「真にゆとりがある」とはどういうことなのかについて時間をかけて検討し、実践を持ちより、それらの結果について検証を加えて第12集としてまとめました。

教育基本法「改正」問題がクローズアップされ、2006年の通常国会において「憲法改正のための国民投票法案」とあわせて教育基本法「改正」案が審議されるような動きが見られます。マスコミでは子どもたちを巡る様々な現象や問題の原因があたかも教育基本法にあり、教育基本法を改めれば問題が解決するような論調で報じられていますが、子どもたちの変化は、他ならぬ日本の社会のゆがみやひずみの反映であって、私たちは、むしろ教育基本法の理念が学校をはじめとするあらゆる場面で十分に発揮されていないがゆえに、数々の問題が発生しているのではないかと捉えています。

教育基本法には、「教育は子どもが主人公であり、子どもの人間的成長・発展のために教育がある」と示されています。学校教育に携わる私たちは、今こそ平和、民主主義、平等主義を謳う教育基本法を今一度しっかりと教育活動の根幹に位置づけ、その理念をより活かす実践を心がけなければなりません。

学校はもちろん、どんな社会においても、人は時間的なゆとり、精神的なゆとりなくして熟考したり、創造したり、事を成すことは難しいものです。将来を担う子どもたちが成長期を過ごす学校は、時間的なゆとりはなかなか確保しづらいものの、一人ひとりにとってその存在が認められ、自身の考えを自由に発言できるような、安心して学べる場所であってこそ豊かな学びが保障され、健やかな成長が期待できるのだと思います。

21世紀を迎え、より一層複雑になってきている現代社会の中で生きる子どもたちが、学校における学びを通して、それぞれの将来への夢と希望をもって成長できるように、まずは私たち教職員が責任と情熱をもって一人ひとりを大切にしながら教育活動にあたることこそが大切であり、求められていることだと思います。

目次

1. 教育基本法 変えることより活かすこと・・・・・・・・・・ 2頁
2. 自分の思っていることが言えたよ！（道徳、社会科）・・・・・・・・ 4頁
3. 自分からやってみる気になったら こんなにできちゃったよ！（算数）・・・ 7頁
4. たくさんの生き物にふれあったよ！（理科）・・・・・・・・・・ 10頁
5. 自分自身と真剣に向きあえたよ！（総合的な学習の時間）・・・・・・・・ 13頁
6. あふれる笑顔！ みなぎる自信！（運動会・表現種目）・・・・・・・・ 16頁
7. 「6年生を送る会」を自分たちの手で（学校行事）・・・・・・・・ 19頁

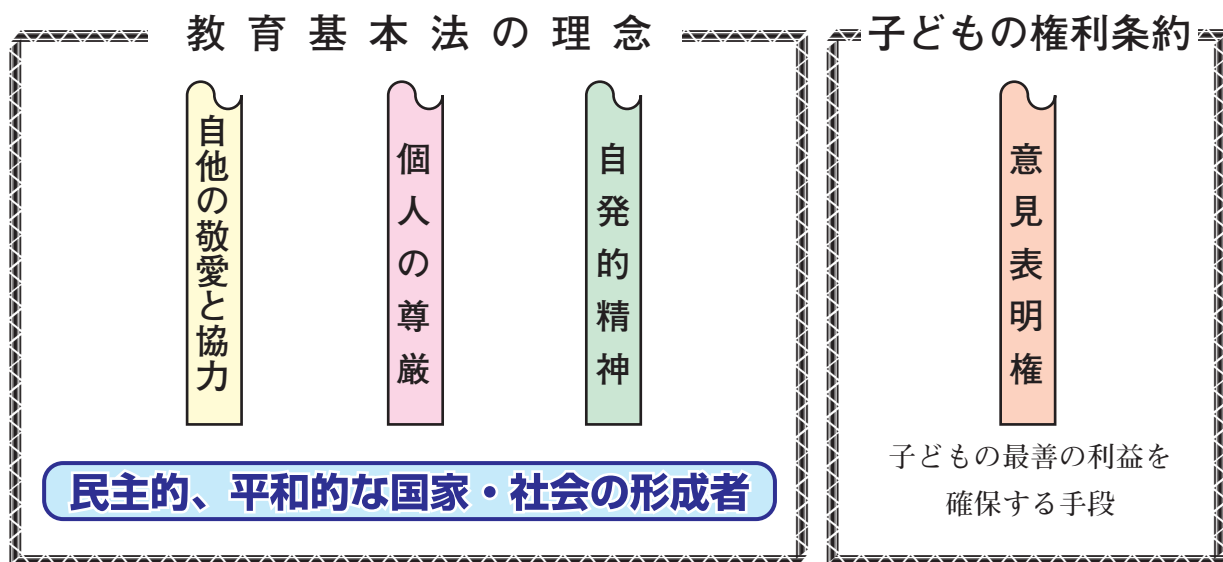
今、教育の危機が叫ばれ、教育基本法「改正」の動きがあります。しかし、それらは教育基本法に問題があるからなのではないでしょうか。様々な現象の真の要因は、現代社会とその将来に対する不安・不信であり、教育基本法によるものではないと考えます。そこで、私たちは改めて教育基本法の理念と学校教育活動全般とのかかわりを見直してみました。そして、教育基本法の理念を活かした教育実践のすばらしさを呼びかけていきたいと思います。

～教育基本法 変えることより活かすこと～

教育基本法の理念とは…

戦前の教育の反省をもとに今の憲法が生まれ、憲法が謳う「平和」や「人権」を大事にする人を育てようと教育基本法ができました。そして、教育基本法の理念の中心を「自他の敬愛と協力、個人の尊厳、自発的精神」と捉え、その理念を活かした教育は「子どもを一人の人間として大切にし、自発的精神にみち自分も他も大切にできる子どもを育てること」と考えたのです。

この理念と同様に、子どもが権利の主体者となっているのが「子どもの権利条約」です。「子どもの権利条約」は、特に子どもの最善の利益を確保する手段として「意見表明権」を規定しています。そして、国連・子どもの権利委員会は、意見表明権を軸としながら大切にしたい権利として「子どもの参加の権利」を定めています。これは、子どもが意見を言えたり、参加したりするだけでなく決定にも関与し、参画できる権利なのです。



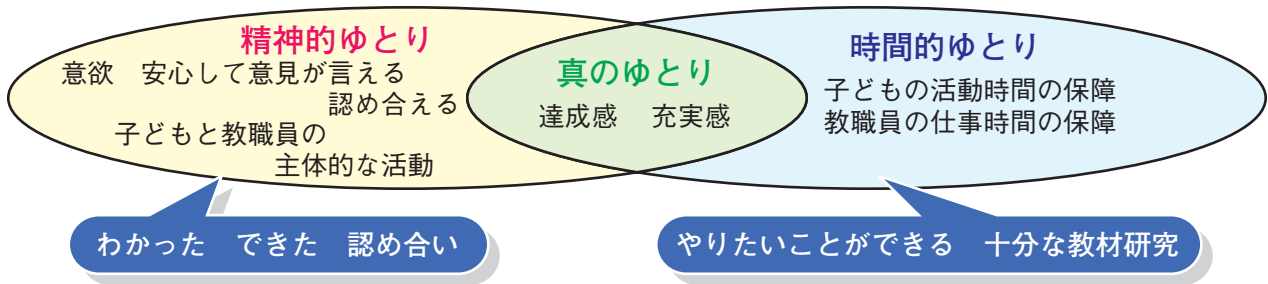
教育基本法の理念及び子どもの権利条約の理念を活かすことは、次のようなことだと考えます。

- ◇ 一人ひとりの子どもが自分の権利を知り、大切にするとともに、他人の権利も大切にしていけること。
- ◇ 子どもが生き生きと自分の考えや意見を言えること。
- ◇ 子どもが参加・参画することで、自信や達成感をもち、教育活動の主体となること。

真のゆとりある学校とは・・・

「ゆとりある学校」とは何でしょうか。まず、時間的ゆとり（子どもや教職員の活動の時間が保障されている）があることが考えられます。これは、すべての教育活動の基盤となることです。しかし、時間的なゆとりは限られています。その限られた時間の中でより豊かな教育活動をしていくことが大切でしょう。子どもも教職員も、課題に対して主体的にとり組み、やり遂げたときには、達成感や充実感を味わうことができます。その中で、自分自身を理解し好きになることもできます。つまり、自分自身の成長を実感する精神的ゆとりがあるといえるでしょう。

「真のゆとりある学校」とは、時間的ゆとりはもちろんのこと、精神的ゆとりを実感できる豊かで主体的な教育活動がなされている学校だと捉えます。



では、どのような教育活動(学び)を大切にすべきなのか、「教育基本法」や「子どもの権利条約」の理念をふまえて、次のように捉えました。

意見表明権の保障・・・人権が尊重され、自分が肯定される安心感がある学校

- ・自分の発言が大事にされる
- ・自分の考えが自由に言える

<個人の尊厳> <自発的精神>

リアリティのある学び・・・意味のある学びができる学校

- ・学んだことを覚えなければいけないのではなく、自分の生活の中で、なるほどと思え、実感できる学び
- ・人とつながり、生活・地域とつながる学び

<自発的精神>

個の意見を大切に^{こうさ}交叉させる学校

- ・「みんなちがってみんないい」だけでは不十分。そして「みんなでハーモニー」
- ・一人ひとりを大切にするだけでなく、その一人ひとりの声を大事にし、交じり合うことで共存していく状況をつくる

<自他の敬愛と協力>

このような学びのある学校を創り出せたとき、子どもたちだけでなく教職員も充実感と達成感を味わうことができ、それは、子どもにとっても教職員にとっても真のゆとりある学校であると考えます。



私たちは、普段、教育基本法を意識していなくても、その教育理念を活かした教育実践をしています。そんな実践例を紹介します。